

計算書類に対する注記

1. 重要な会計方針

計算書類の作成は、公益法人会計の運用指針に依拠しています。

(1) 固定資産

① 計上基準

法人税法の規定により計上しています。

② 減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定率法（建物は定額法）

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

(2) 消費税の経理区分

消費税の経理は税込み経理を採用しております。

(3) 資金の範囲

資金の範囲については、現金預金、未収入金、前払金、未払金、前受金、預り金を含めております。

2. 有形固定資産

該当なし

3. 事業別損益の状況

該当無し

4. 保証債務、担保提供資産

該当するものではありません。